

かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会の名称は、かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議（以下「パートナーシップ会議」という。）とする。

(目的)

第2条 パートナーシップ会議は、市民、事業者、行政が協働して春日井市環境基本計画に示された取組みを推進し、それにより持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

- (1) 環境基本計画の目標を実現するための推進組織を形成する。
- (2) 市民・事業者・市のパートナーシップを形成する。
- (3) 環境まちづくりを推進する市民、事業者などを育成する。

(事業)

第3条 パートナーシップ会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民、事業者、行政の協働型取組みを推進する。
- (2) 各種主体の交流と新しい環境の取組みグループ形成を推進する。
- (3) 市民、事業者などの環境活動を支援する。
- (4) 環境学習と研究を推進する。
- (5) 環境に関する情報把握、情報交換、情報提供を推進する。
- (6) その他、当会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 パートナーシップ会議は、目的に賛同する市民、市民団体、事業者、事業者団体及び行政機関をもって構成する。

(入会)

第5条 パートナーシップ会議の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(会費)

第6条 会員は、毎年、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 市民 1,000円
- (2) 市民団体 5,000円
- (3) 事業者 10,000円
- (4) 事業者団体 10,000円

2 既に納められた会費は、返戻しない。

(退会等)

第7条 会員は、退会しようとするときは退会届を会長に提出するものとする。

2 前年度までの会員は、次の期日までに年会費を納めなければ、退会届の提出なくとも退会したも
のとする。

- (1) 納入期日 毎年度10月31日

(組織)

第8条 第2条に掲げる目的を達成するため、パートナーシップ会議に次の組織を置く。

- (1) 運営会議
- (2) プロジェクトリーダー会議
- (3) プロジェクトチーム
- (4) 事務局

- (5) 学習研究グループ
- (6) 広報グループ
- (7) その他目的の達成に必要な組織

(役員)

第9条 パートナーシップ会議に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 学習研究グループ、広報グループの各リーダー及び運営会議が必要と認める者
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局委員 若干名
- (6) 会計委員 1名
- (7) 会計監査員 2名

(役員を選任及び退任)

第10条 会長及び副会長、会計委員、事務局長は、会員のうちから運営会議が推薦し、総会において承認を得る。ただし、副会長、会計委員、事務局長は、任期途中において運営上必要が生じたときは、会長は運営会議において承認を得え、選任及び解任させることができる。

- 2 会計監査員は、会員のうちから総会で選任する。
- 3 運営委員及び会計監査員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、パートナーシップ会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員は、運営会議を構成し、会務を執行する。
- 4 会計委員は、パートナーシップ会議の会計を管理する。
- 5 事務局長は、パートナーシップ会議の事務を総括する。
- 6 会計監査員は、パートナーシップ会議の会計を監理し、会員に会計監査報告を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(総会)

第13条 総会は、年1回開催し、必要に応じて臨時に開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、出席会員をもって成立する。
- 4 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 5 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、次に掲げる事項を承認する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 活動方針
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) その他パートナーシップ会議の基本的事項

(総会の特例)

第14条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ、会員に書面を送付し、又は電磁的記録を送信して賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代えることができる。

- 2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席会員をもって成立する」とあるのは「賛否の表明をもって成立する」と、同条第5項中「出席会員」とあるのは「賛否を表明した会員」と読み替えるものとする。

(プロジェクト等)

第15条 第3条に掲げる事業を推進するため、次の組織を置く。

- (1) プロジェクトリーダー会議 プロジェクトチームの代表で構成する会議
 - (2) プロジェクトチーム 環境活動を企画し、推進するチーム
 - (3) 学習研究グループ 環境情報の収集や環境学習・研究を推進するグループ
 - (4) 広報グループ パートナーシップ会議に関する広報を推進するグループ
 - (5) その他事業の推進に必要な組織
- 2 前項各号に掲げる組織(以下「プロジェクト等」という。)は、運営会議が推薦する者及び会員の中から希望する者をもって構成する。
- 3 プロジェクト等には、リーダーを置き、プロジェクト等を代表し、会務を総括する。
- 4 プロジェクト等に関する必要な事項は、運営会議において別に定める。

(運営会議)

第16条 運営会議は、会長、副会長、会計委員、事務局長、運営委員で構成する。

- 2 運営会議は、必要の都度、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。
- 3 運営会議は、構成員の過半数の出席で成立する。
- 4 運営会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 運営会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会の議案に関すること
 - (2) 総会が決定した事項の実施に関すること
 - (3) プロジェクト等の設置、廃止及び運営に関すること
 - (4) その他パートナーシップ会議に関する重要な事項
- 6 会長は、運営会議の承認を得て、必要と認める者に運営会議に出席を求めることができる。

(運営会議の特例)

第17条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ、構成員に書面を送付し、又は電磁的記録を送信して賛否を問い、その結果をもって運営会議の議決に代えることができる。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「賛否の表明」とあるのは「賛否の表明をもって成立する」と、同条第4項中「出席者」とあるのは「賛否を表明した構成員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第18条 パートナーシップ会議の会議は、全て公開とする。

(会計)

第19条 事務・事業経費等は、入会金、自主事業収入、その他収入をもって充てる。

- 2 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(事務局)

第20条 パートナーシップ会議の庶務、会計事務を担当するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を1名置き、パートナーシップ会議の事務を総括する。
- 3 事務局は、春日井市環境政策課内に置き、庶務及び会計事務を処理する。
- 4 事務局に関する必要な事項は、運営会議において別に定める。

(その他)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、パートナーシップ会議の運営に関し、必要な事項は、会長が運営会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 14 年 12 月 25 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 16 年 5 月 12 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 18 年 5 月 20 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 21 年 5 月 9 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 22 年 5 月 8 日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和 4 年 4 月 16 日から施行する。